

# 寄付の税制優遇措置（寄付金控除）についてのご案内

安城市社会福祉協議会（以下、「当協議会」と表記。）は、令和5年1月4日から令和10年1月3日までの5年間、安城市から「税額控除対象法人」の証明を受けました。

有効期間内の個人による寄付金及び当協議会の会費（以下、「社協会費」と表記。）は、所得税の税額控除の対象となります。

## 個人の寄付金及び社協会費

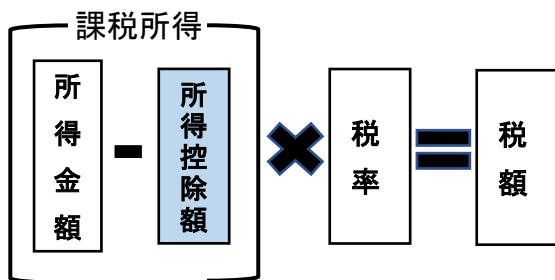
### 【所得税の控除について】

当協議会に対する寄付金及び社協会費は、特定寄付金に該当し、確定申告を行うことで、所得控除と税額控除から、いずれか有利な方を選択することができます。

なお、年末調整では寄付金控除を受けることはできませんのでご注意ください。

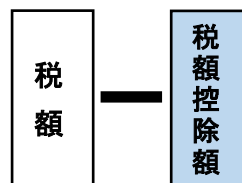
税額控除を選択される場合は「税額控除に係る証明書」の写しが必要です。必要な場合は、安城市社協ウェブサイトからダウンロードするか、社会福祉会館窓口でお渡しします。

### ●所得控除●



所得控除を行った後に税率を掛けるため、所得税率が高い所得者の方が減税効果が大きくなります。

### ●税額控除●



寄付金額を基礎に算出した控除額を、税率に関係なく、税額から直接控除するため、小口の寄付にも減税効果が大きくなります。

### 【所得控除と税額控除の違い】

○所得税率20%の人が年間1万円の寄付を行う場合

#### ●所得控除（所得額から控除）

$(10,000 - 2,000) \text{円} = 8,000 \text{円} \Rightarrow$  所得控除額

$8,000 \text{円} \times 20\% = 1,600 \text{円} \Rightarrow$  寄付金控除額

◆所得税1,600円が控除されます。

※寄付金合計の上限額は所得金額の40%

#### ●税額控除（所得税額から控除）

$(10,000 - 2,000) \text{円} \times 40\% = 3,200 \text{円} \Rightarrow$  寄付金控除額

◆所得税3,200円が控除されます。

※1 寄付金合計の上限額は所得金額の40%

※2 控除限度額はその年の所得税額の25%

### 【個人住民税の控除について】

安城市にお住まいの人は、個人住民税の税額控除が受けられます。

他市については、お住まいの市町村が条例で定めている場合に控除されます。

●市民税税額控除額 = {寄付金額(年間所得の30%を限度とする額) - 2,000円} × 6%

●県民税税額控除額 = {寄付金額(年間所得の30%を限度とする額) - 2,000円} × 4%

## 法人の寄付金及び社協会費

法人が当協議会に寄付した場合は、法人税法上の特定公益増進法人等に対する寄付金に該当し、法人税法上の損金算入ができます。ぜひ、ご活用ください。

### 税制優遇措置を受けるには

税制優遇措置を受けるには、確定申告が必要です。その際に寄付金の領収書(所得税の税額控除を受ける場合は「税額控除に係る証明書」の写しも必要)を添付してください。確定申告に関する詳しい内容等につきましては、税務署にお問い合わせください。

問い合わせ 社会福祉法人安城市社会福祉協議会 総務課企画財務係  
☎0566-77-2941(代表)